

安全保障を 考える

ここに掲載された意見等は、執筆者個人のもので、本会の統一的理解ではありません。

武力紛争に関わる国際法からみた

ロシア・ウクライナ戦争

研究班 佐々木孝博

はじめに

2022年2月24日、西側諸国による再三の警告を無視する形で、ロシアはウクライナに対し軍事侵攻した（いわゆる「ロシア・ウクライナ戦争」）。この事実上の戦争では、ロシアが企図するあらゆる領域（陸上、海上、空中、宇宙、サイバー空間、電磁波領域、認知領域など）で、あらゆる手段（軍事手段、非軍事手段など）をもって国益を勝ち取るという「全領域戦（オールドメイン戦）」、または「ハイブリッド戦」という戦いが行われている。そして、それらを分析する論考も数多く発表されている。

しかし、実際に行われた戦争行為を分析する前に、そもそも、ロシアが一方向的に軍事侵攻したこの行為は、国際法上の正当な行為なのか否か、実際にロシア・ウクライナ両国により行われている武力行使は、国際法に則って行われているのか否かということも非常に重要となってくる。

「武力紛争に関わる国際法」には2つの種類がある。第1が、「武力行使に訴える権利に関する法（*jus ad bellum*：ユス・アド・ベルム）」、第2が、「武力紛争の開始後に（侵略国、非侵略国を問わず）適用になる法（*jus in bello*：ユス・イン・ベロ）」である¹。そして、戦争・紛争当事国のみならず、それらを支援する第3国の中立性なども、国際法の見地から考察しなければならないが、本稿では、まず、前者2項について考察していく。加えて、サイ

¹ 岩沢雄司『国際法』東京大学出版会、2020年3月、693頁-694頁。

バー攻撃に関する国際法や核兵器の使用と国際法の関係といった事項についても触れていく。最後に、今次戦争からみる国際法の限界と存在意義ということについても考えてみたい。

1 「武力行使に訴える権利に関する法」からみたロシアの正当性

(1) ロシアの侵略行為の正当性に関する考察

「武力行使に訴える権利に関する法」とは、言い換えると、武力行使に訴えることが合法か違法かを定める法である。禁止される戦争・紛争とは何か、許容される戦争・紛争とは何か、そしてそれはなぜなのかといった、いわば「戦争・紛争の正当化の理由」を扱う国際法のことである。具体的には、個別的・集団的自衛権や国連の軍事的強制措置、人道的干渉などの問題が中心となる。そのような法に照らし合わせて、ウクライナに侵攻した際、ロシアが示した主張が合法か違法かということが議論となるということだ。

そもそも、国際社会は、第1次世界大戦という未曾有の凄惨な戦争を経験したことから本格的な戦争の法的規制を模索した。そして、「紛争の平和的解決」や「戦争の禁止」を目指し、1920年に国際連盟を創設した。それに引き続いて、1928年にはいわゆる「不戦条約」を締結した。この「不戦条約」は、3条からなる非常にシンプルな条約であった。第1条では、「紛争解決のための戦争に訴えることの禁止」及び「国家の政策の手段としての戦争の放棄」が規定されている。第2条では、「いかなる紛争においてもこれを平和的に解決すること」が規定された。当時、国益追及のためには、簡単に武力による解決を追求していた中では、戦争の本格的な法的規制を規定した画期的な条約ではあった。しかしながら、この不戦条約には大きな抜け道があった。それは、条文の用語に「戦争」という用語を使用していたということである。つまり、宣戦布告など国家による戦争意志の表明ののちに始められる「戦争」は禁止しているものの、宣戦布告などは伴わず当事国が戦争の存在自体を否定している中で行われるような「武力紛争」や「武力行使」全般を禁止しているわけではないとの解釈が生まれてしまったということだ。このような形態の武力行使は「事実上の戦争」とも位置付けられ、「不戦条約」締結後も世界中で勃発してしまっ²。その結果として、最終的には、第2次世界大戦という大規模戦争を再び生起させるに至った。

そして、その教訓の基に生み出されたのが、国際連合であった。その設立条約である国連憲章の2条4項では、「すべての加盟国は、その国際関係において武力による威嚇または武力行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも含め、また、国際連合の目的（国際の平和と安全の維持）と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定されており、戦争・武力紛争そのものを原則的に禁止している。

ただし、許容される武力行使として、以下を例外的に規定している³。

① 個別的及び集団的自衛権の行使（51条）

² 稲葉義泰、『「戦争」は許されるのか』（イカロス出版）、2022年9月、15頁-18頁。

³ 岩沢『国際法』、704頁-712頁。

② 国連の集団安全保障（7章）及び国連安全保障理事会の許可のもとに行う地域的集団安全保障（8章）

これに加え、必ずしも違法とはされない例外的なケースとして、以下がある⁴。

① 自国民保護：外国に居住する自国民の生命が急迫した危険にあり、派遣先国の同意がある場合は国際法上問題とはならない。

② 人道的干渉（介入）：ある国の住民が当該国政府から残虐行為を受けている場合、当該国の同意なしに介入できるという議論がある。

今回ロシアは、これらの国際法を順守していることを前面に押し出している。

プーチン大統領は、軍事侵攻に先立ち、その正当性を以下のように説明した⁵。

「ドンバス（の2つ）の人民共和国⁶はロシアに助けを求めてきた。私（プーチン大統領）は、国連憲章 51 条に従い、ロシア連邦議会の承認を得て、本年（2022 年）2 月 22 日に連邦議会が批准したドネツク人民共和国及びルガンスク（ウクライナ語発音ではルハンシク）人民共和国との友好協力相互支援協定に基づき、特別軍事作戦を実施することを決定した。その目的は、8 年間ウクライナ政府によって虐げられ、ジェノサイドにさらされてきた人々（ロシア系住民を含む）を保護することだ。そのために、私たちはウクライナの非軍事化と非ナチ化を目指していく」と

プーチン大統領はスピーチで述べた。このスピーチの詳細をみていくと、ロシアは、ウクライナから独立し国家承認したドネツク及びルガンスク人民共和国との友好協力相互支援協定に基づき、当該二国からの支援要請を受けて集団的自衛権（国連憲章 51 条）を発動したということだ。加えて、ウクライナ政府からジェノサイドを受けたとのこと⁷で（人道的介入）、当該国に住むロシ

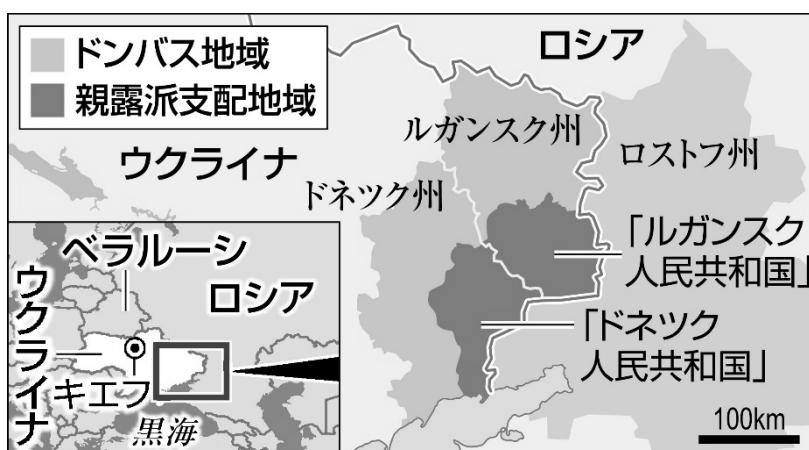


図1 東ウクライナ（ドンバス地域）の2つの人民共和国
（出典：産経新聞（2022年2月20日））

⁴ 同上、713頁-716頁。

⁵ NHK【演説全文】ウクライナ侵攻直前 プーチン大統領は何を語った?」2022年3月4日
<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220304/k10013513641000.html>>

⁶ ドンバスの2つの人民共和国とは、ウクライナ東部の2州「ドネツク人民共和国」「ルガンスク人民共和国」を指す。両人民共和国は独立を宣言したが、それを承認したのはロシアをはじめ3か国であった。

⁷ ロシア側の主張はジェノサイドだが、国際的な解釈では、親ロシア勢力とウクライナ政府の武力紛争であって一方的なジェノサイドではない。

ア系住民の保護（自国民保護⁸）も掲げた。

ここで問題となるのは、その主張の妥当性である。集団的自衛権の発動には2つの要件がある。第1は「武力攻撃を受けた被害国がその旨を宣言すること」、第2は「その被害国が援助を要請すること」である。ロシアが主張するドンバスの2か国が支援を要請できる主権国家か否かがポイントとなる。当該2か国を明確に承認したのはロシア、シリア及び北朝鮮の3か国に過ぎない。ロシアが軍事侵攻した際に国連総会で採択された非難決議には、この2か国の国家承認の撤回が含まれている。この非難決議に賛成したのは欧米中心に141か国、反対したのはロシア、ベラルーシ、北朝鮮、エリトリア及びシリアの5か国、中国、インドなど35か国は棄権した。つまり、ドンバスの2か国を認めているのは拡大解釈して見積もっても5か国程度しかないということである。また、国家の独立には「外的自決権」に基づく植民地などの独立と国内による迫害などに起因する「内的自決権」に基づく国家内の独立があるが、後者は基本的には慎むこととされ、さらに他国の軍事力による独立は認められないとの慣習法もある。特に、ドンバスの両人民共和国はロシアによる承認以前から、2014年以降のドンバス内戦においてロシアが反ウクライナ政府勢力を支援していたという十分な証拠があり、他国の軍事力による独立は認められないとの慣習法に抵触していると考えられる。そのような見地から、ドンバスの2か国は、国際法が規定するところの主権国家とは言い難いとみるのが妥当である。それに基づくロシアの集団的自衛権の行使という正当性の主張も国際法上認められないということだ。

その後、ロシアによる正当性の主張には変化がみられた。軍事侵攻4か月後の2022年6月のプーチン大統領のスピーチでは、全く違う正当性を主張している。そのスピーチでは「NATOの軍事インフラが(ウクライナに)配備され、何百人もの外国人顧問が働き、NATO加盟国からウクライナに最新鋭の兵器が定期的に届けられる様子を、われわれは目の当たりにしていた。危険は高まり、ウクライナに先制攻撃をされる恐れがあったから、それを防ぐために先に行動を起こした（「先制自衛（予防攻撃）」を念頭）。そのタイミングは今しかなかった」と述べた。つまり、戦争開始時に主張した「集団的自衛権」ではなく「個別的自衛権（特に先制自衛の適用）」を主張したということだ。「先制自衛（予防攻撃）」できるか否かは議論があり、イラク戦争などでも大きな問題となった。先制自衛による自衛権行使が国際社会に許容されるか否かは、自衛権を行使した際の安保理への報告義務を通じて、如何に客観的な証拠を国際社会に提示できるかによる。今回ロシアは、国連憲章51条に基づき国連事務総長へ書簡を送っているが、その内容は、開戦時のプーチン大統領のスピーチの内容とほぼ同じであった。その書簡におけるロシアの主張が不十分であるということに加え、ロシアがウクライナに先制攻撃をされる差し迫った状況に置かれていたか否かという点に関しては、客観的にみて、そうとは認めがたいとほとんどの国が考えていたため、国際社会

⁸ ロシアはウクライナ国民にもロシアのパスポートを付与し、それをもってロシア国民と位置づけ、自国民保護もウクライナ侵攻の1つの論拠としている。

からの理解は得られていない。ロシアは、これまでに掲げたどの主張も決定的な正当性にはならないとの認識なのか、適応し得るあらゆる国際法で正当性を主張しているということなのであろう⁹。

(2) ウクライナの自衛権発動に関する考察

一方、ウクライナの自衛権の正当性についても付言しておきたい。ロシアによる一方的な侵略行為に対してウクライナは個別的自衛権（国連憲章第51条）により対応した訳であるが、その発動自体に問題はない。ただし、自衛権発動のその行為は無制限には行使できない。その行為は必要性があるのか（ほかに手段がないのか）、その行為のレベルには均衡性はあるのか（相手の武力を撃退するのに相応の武力行使なのか）の2つの要件を満たす必要がある。

ウクライナは、一部ロシア領土内（クルスク州）への越境攻撃・占拠を行っているが、その行為はロシア領土の占領が目的ではなく、国境線を防護するための緩衝地帯の獲得（停戦後の非武装地域を念頭）ということをも主張している。均衡性の見地からも、ウクライナの越境攻撃・占拠は、ロシアが既に実行してきた戦闘行為と比較しても、自衛権行使の範囲内と考えられ、ウクライナの当該行為を国際法廷に提訴する動きはない。西側諸国を代表する考えではあるが、NATOのストルテンベルグ事務総長も、「ウクライナ軍によるロシア西部クルスク州への越境攻撃については、自衛権の範囲内で正当との認識」を示している¹⁰。

2 「武力紛争開始後に適用になる法」からみたロシア・ウクライナ両国の正当性

これは、武力紛争が開始された後に適用となる法律のことで、伝統的には戦時国際法・戦争法、今日的には武力紛争法・国際人道法などを指す。戦争・紛争の理由が何であれ、それが実際に始まった後に問題となるいわば「戦争・紛争のやり方」を扱う国際法で、具体的には、傭兵、民間軍事会社、ゲリラ戦、無人機（ドローン）攻撃、付随的損害（巻き添え被害）、人間の盾、通常兵器、大量破壊兵器、占領、捕虜、戦争犯罪などの問題が中心となる。

「武力紛争開始後に適用となる法」は、かつては「正式な戦争」に適用されるとされたが、第2次世界大戦後は「すべての国際武力紛争」に適用されるとされた。また、その法は、すべての交戦国に平等に適用されるもので、ロシア・ウクライナ戦争では双方に適用される。内戦には全面適用はないが、基本原則（軍事目標の区別等）は適用されるとの解釈が国際的な解釈である。

適用される国家間の違いによる分類では、交戦国間に適用される「交戦法規」と交戦国と中立国間に適用される「中立法」に区分される。適用される地理的要件の違いによる分類で

⁹ ロシアに政治的、経済的なパワーがあれば、ロシアの主張が国際的に是認される可能性もあることは付言しておきたい。

¹⁰ ロイター「NATO事務総長、ウクライナの越境攻撃は正当と認識」2024年9月2日
<<https://jp.reuters.com/world/ukraine/7NYSNOBKSJIGDAFW3C5OABXYCM-2024-09-02/>>

は、陸上戦に主に適用される「陸戦法（規）」と海上戦に主に適用される「海戦法（規）」とに区分される。さらに、条約法の性質上の違いによる分類では、戦闘方法、戦闘手段に関する規則である「ハーグ法」と捕虜の取り扱い等に関する保護規則である「ジュネーブ法」に区分される。

これらの「武力紛争法」等について、ロシア・ウクライナ戦争が実行される中で、問題となる事項はいかなるものかについて、代表的な事例として「住民虐待及び住民の強制移動に関する事例」、「非軍事目標に対する攻撃事例」を取り上げて考察していきたい。

（１）住民虐待及び住民の強制移動に関する事項

（i）住民虐待に関する事項

2022年2月のロシア軍によるウクライナの首都キーウ進攻に際し、キーウ近郊のブチャという都市において、民間人の遺体が多数見つかった。ロシア兵が残虐な行為を行ったとみられている。発見当初の2022年4月2日、ロシア国営テレビ「第1チャンネル」では、ブチャの惨劇として報道されている内容はウクライナ側のやらせだとして、ロシア軍が後退した後にウクライナ軍が捏造したものだとして主張した¹¹。しかし、この報道については、イギリスメディアのBBCがすぐにファクトチェックを行いロシア側発信情報の偽りを解明した。そのため、ロシアによる残虐行為だと見られている。

この行為は、どのような国際法に抵触しているのか。ロシア軍は、これまでも民間人や学校、病院、原発などを攻撃し、国際法違反とみられる行為を多数行っている。ただし、近くの軍事目標を狙い、誤爆だったと主張している事案が多い。国際法上、そのような巻き添えは一定程度許容されるが、ブチャでの行為では、明らかな拷問や処刑の痕跡が残っており、そのようなレベルの話ではない。その他の事例とは質的に異なり、明らかな国際人道法違反行為と言えるだろう。

さらにブチャでは、「14歳から24歳の女性25人が組織的に性的暴行を受けたこと」も明らかになっている。これは、ジュネーブ条約第1追加議定書第8条2項(b) (xxii) 項に規定される「強姦、性的な奴隷、強制売春... (中略) その他あらゆる形態の性的暴力であって、ジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為を行うこと」に抵触するものと認定される事項である。

（ii）住民の強制移動に関する事項

英BBCによれば、2022年3月28日、ウクライナ政府は、ロシア軍の包囲が続く南東部港湾都市マリウポリで、何千人もの住民が強制移住させられているとして、ロシアを非難した。ロシアは推定5000人を、マリウポリの東約90kmのベジメンヌに設置した収容所に強制移動した。この施設は衛星画像で確認できる。ウクライナのヴェレシチューク副首相は、

¹¹ BBC 【【検証】ウクライナ・ブチャの住民虐殺、衛星画像がロシアの主張を否定】
<<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-60992231>> (2022年4月22日閲覧)。

市民約 4 万人がウクライナ側との調整がないまま、ロシア軍によって同軍占領地域に移動させられたと述べた¹²。

ウクライナ当局者は、これらのロシアの行為を「濾過（ろか）収容所への追放」と呼んでいる。これは、ロシアがチェチェン紛争で何千人ものチェチェン人を仮設収容所で残忍な方法で尋問した挙句、大勢が行方不明になったことを想起させるものである¹³。



写真1 ロシア設置した収容施設の状況
(出典：BBC「マリウポリ市民数千人、ロシアに『連行された』」2022年3月28日)

国際人道法では、「敵側の支配下に置かれている人々への処遇を規制する。たとえば、占領下にある場合、あるいは敵対勢力に拘束されている場合などにおいて、人々は常に人道的に扱われなければならない」という基本ルールを定めている。紛争当事者が自らの領土に民間人を強制的に移住させるのは人権侵害に当たる。

また、同じく英 BBC によれば、2023 年 3 月 17 日、国際刑事裁判所 (ICC) は、ウクライナ侵攻をめぐる戦争犯罪容疑で、プーチン大統領らに逮捕状を出した¹⁴。ICC は、ロシアが占領したウクライナの地域から子どもたちをロシアへと不法に移送しており、プーチン大統領にこうした戦争犯罪の責任があるとしている。

さらに、ロシアで子どもの権利を担当するマリア・ベロワ大統領全権代表にも、戦争犯罪容疑で逮捕状が出された。彼女は過去に、ロシアに連行されたウクライナの子どもたちを洗脳する取り組みについて公然と語っていた。2022 年 9 月には、ロシア軍に占領されたウクライナ南東部マリウポリから、「ロシア大統領の悪口を言い、ひどいことを言い、ウクライナ国歌を歌った一部の子どもたちを排除した」と主張した。また自分自身が、マリウポリ出身の 15 歳の少年を養子にしたと主張している¹⁵。

ICC の逮捕状は、プーチン大統領の戦争責任を追及する非常に長いプロセスの最初の一步に過ぎない。ICC は、独自の捜査機関を保持していないため、容疑者の逮捕は締約国の捜査機関に委任されている。ロシアは ICC 締約国ではないため、ロシアの捜査機関がプーチ

¹² BBC「マリウポリ市民数千人、ロシアに「連行された」－ウクライナが非難」2022年3月28日
<<https://www.bbc.com/japanese/60896961>>

¹³ 同前。

¹⁴ ICC の位置づけについては後述するが、国際司法裁判所 (ICJ) が管轄する国家同士の紛争とは別に、戦争犯罪を行った個人を個別の案件ごとに捜査・起訴するための法廷である。

¹⁵ BBC「プーチン大統領らに逮捕状、ウクライナ侵攻めぐる戦争犯罪容疑 国際刑事裁判所」2022年3月27日<<https://www.bbc.com/japanese/64985430>>

ン大統領を逮捕する可能性は極めて低い。つまり、プーチン大統領がロシアにとどまる限り、逮捕のリスクはない。国際的な制裁により、プーチン大統領の移動の自由がすでに大きく制限されていることを考慮すると、同氏を裁判にかけようとする ICC 締約国に自ら現れることはまずない¹⁶。ウクライナに侵攻して以降、プーチン大統領が訪れた国は主として、「旧ソ連諸国」と中国や北朝鮮であり ICC の決定には左右されない非締約国が中心である。ICC 締約国であるモンゴルにも訪問したが、モンゴルは逮捕状の執行行為は行わなかった。これはロシアとの歴史的な関係や経済・食料・エネルギー関係が影響していたものと考えられる。

ICC の制度自体にも限界がある。プーチン大統領らを裁くには少なくとも、次に示す 2 つの大きな障害があるということだ。

第 1 は、ICC の設置法「ローマ規程」によれば、一義的には、国際犯罪の責任を負う者に対しては、自国の刑事裁判権を行使することが、すべての国の義務だと定めている。ICC が介入できるのは、国家が捜査や加害者の訴追を行えない、あるいは行おうとしない場合に限定される。ICC 設置法は現在、123 カ国が批准しているが、そもそもロシアは ICC に加盟していないため、ICC 設置法により加盟国に要請される逮捕の実行をロシアが行う可能性は極めて低い。

第 2 は、ICC は、容疑者不在の欠席裁判を認めていないことである。プーチン大統領が自ら出廷することは、まずありえない。すなわち、ICC は逮捕状を発出したが、プーチン大統領が ICC において裁かれる可能性は極めて低いと言わざるを得ない。

(2) 非軍事目標に対する攻撃に関する事項

(i) ダム破壊に関する事項

2023 年 6 月 6 日 ロイター通信によれば、ウクライナ南部のロシア支配地域にあるカホフカ・ダムが破壊され、周辺で洪水が発生したとの事実が明らかになった¹⁷。

ソーシャルメディアに投稿された複数の動画では、ダムの周囲で激しい爆発が相次いでいる様子が映っているほか、破壊されたダムから水があふれ出している。同ダムは、18 km³ の貯水池を持ち、2014 年にロシアに併合されたクリミア半島や、同じくロシアの支配下にあるザポリージャ原子力発電所にも水を供給している。ロシア国営タス通信によると、同原発に「重大な危険」はないが、ダム周辺の約 80 集落が破壊の影響を受ける可能性があると言われている。国際原子力機関 (IAEA) は、同原発に安全上のリスクは当面ないが状況を注意深く監視していると表明した。

この事案が発生した当時、カホフカ・ダムはロシアの支配下にあり、状況から判断すると、ロシアによる破壊の可能性が高い。

国際人道法では、武力紛争時の敵地への攻撃は、破壊することで軍事的利益をもたらす

¹⁶ 同前。

¹⁷ ロイター「ウクライナ南部のロシア支配地域でダム破壊、洪水が発生」2023 年 6 月 6 日
<<https://jp.reuters.com/article/world/-idUSKBN2XS08W/>>

「軍事目標」でなければならないと定められている。その意味では、原子力発電所やダム、堤防は軍事目標になりうるが、こうした施設を攻撃すると住民に重大な損害が発生することから、1977年のジュネーブ条約第1追加議定書（56条）で、ダムへの攻撃は原則として禁止されている。

今回の場合、カホフカ・ダムはロシアが一方的に併合を宣言した地域にあり、国際的な承認は得られていないが、ロシアからみれば自国内にある施設といえる。国内の施設を相手の進軍を止めるなど自国の防衛のために破壊することは、攻撃には当たらないので、ジュネーブ条約第1追加議定書の規制を原則として受けない¹⁸。戦争時の自国内施設の破壊は、これまでもしばしば行われている。ウクライナ軍も首都キーウ近郊で洪水を起こしてロシアの進軍を止めた。ロシア側は今後国際法上の責任を問われた際には、このような説明をし、合法だと主張する可能性がある。

(ii) フェリー攻撃に関する事項

ウクライナ軍参謀本部は2024年5月31日、クリミア半島のケルチに向けてミサイル攻撃を行い、停泊していたロシアのフェリー2隻に損傷を与えたと発表した¹⁹。

目標はケルチのフェリーターミナルに停泊している船舶で、攻撃にはアメリカから供与を受けた地对地ミサイル「ATACMS（エイタクムス）」が使用されたと同参謀本部は発表した。このエイタクムスによる攻撃で、ロシアが鉄道車両の輸送に使っているフェリー2隻に大きな損傷を与え、そのうち1隻は座礁したとのこと。同参謀本部はフェリーターミナルを攻撃した後の画像も公開しており、停泊しているフェリーには、損傷したと思われる黒い影のようなものが船体にみられる。同参謀本部は、このフェリーターミナルはロシア軍が「クリミアの部隊への補給に積極的に利用していた」と説明している。

ここで議論に上る可能性があるのは、フェリーが「軍事目標」か否か、ということである。海戦法では、軍事目標とは、合法に攻撃することができる目標を言う。交戦資格を有する軍艦及び軍用機は、海上における以下の軍事目標を攻撃できる²⁰。

- ① 軍艦・軍用機
- ② 補助船舶・補助航空機
- ③ 敵国のために戦争行為に従事する商船・民間機
- ④ 敵国軍隊の補助者として行動する商船・民間機
- ⑤ 敵国軍隊の護衛下にある商船・民間機

¹⁸ ただし、ロシアは2022年9月ヘルソン州ドニプロ川西岸地区で、ウクライナ軍の攻撃を遅らせるために軍事目標ではないクリヴィーリフのダムをミサイルで破壊しており、これはジュネーブ条約違反の可能性が高い。

¹⁹ Forbes「ウクライナ、クリミアのフェリーターミナルも攻撃」2024年5月31日
<<https://forbesjapan.com/articles/detail/71381>>

²⁰ International Institute of Humanitarian Law, San Remo Manual on International Law Applicable to Arms Conflicts at Sea, August 1982.

- ⑥ 武装商船・武装民間機
- ⑦ 敵国軍隊の情報システムへ統合され、またはそれを支援する商船・民間機
- ⑧ その他、戦争遂行に組み込まれている商船・民間機

今回攻撃したフェリーが、上記③～⑧項に該当していれば軍事目標として合法ということになる。

また、同じ海戦法において攻撃を免除される敵国船舶も、以下のよう定めている²¹。

- ① 病院船・沿岸救助用小舟艇
- ② その他の衛生輸送手段
- ③ 専ら沿岸漁業または地方的小航海に用いられる船舶
- ④ 宗教、非軍事的学術または博愛の任務を帯びる船舶
- ⑤ 特別の保護下で文化財の輸送に従事する船舶
- ⑥ カータール船（敵国との捕虜交換、捕虜移送、公式の通信文書の輸送などの船）
- ⑦ 安導券を与えられた船舶
- ⑧ 降伏した船舶
- ⑨ 文民旅客の輸送にのみに従事している間の旅客船

今回攻撃したフェリーが、上記⑨項などに該当していれば、非軍事目標で攻撃は違法ということになる。

すなわち、海戦法では、「敵国のために戦争行為に従事する商船・民間機」や「敵国軍隊の補助者として行動する商船・民間機」は軍事目標になるとされている一方で「文民旅客の輸送にのみに従事している間の旅客船」は攻撃を免除される敵国船舶とされている。

(iii) クリミア大橋攻撃に関する事項

2022年10月8日、ロシア本土タマン半島と実効支配するクリミア半島を結ぶクリミア大橋の道路橋部分で爆発が発生し、橋の一部が崩壊した。事後、ウクライナによる攻撃だったことを同国政府が認めている²²。

クリミアはウクライナ南部への侵攻拠点となり、ロシア軍への補給路として使われているクリミア大橋は、ウクライナ軍による攻撃目標となる可能性がある。



写真2 攻撃を受けたロシアフェリーの状況
(出典：Forbes「ウクライナ、クリミアのフェリーターミナルも攻撃」2024年5月31日)

²¹ Ibid.

²² NHK「クリミアとロシア結ぶ橋で火災 ロシア“爆発 近くで3人死亡”」2022年10月8日
<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221008/k10013852981000.html>>

ウクライナ高官は、攻撃当時、クリミア大橋がミサイル攻撃の正当な目標になりうると発言していた。武力紛争法からすると、「民用の空港、道路、橋は民用物ではあるが、軍事目的に使用されていたり、軍事目標がそれら施設に設けられていたりする場合には、攻撃される軍事目標となる」と解釈され、クリミア大橋もこれに該当する可能性が高い。ただし、これが軍事目標だとしても、均衡性の原則が適用される。紛争当事者は、攻撃によって予期される軍事的利益と、民間人が被る短期的及び長期的な損害を比較考慮しなければならない²³。

つまり、紛争当事者は、民間人への影響を最小限に抑えるあらゆる方法を検討しなければならないということである。攻撃の結果としては、クリミア大橋の爆破ですべての流通が途絶えたわけではなく、一部は利用可能となっている。ウクライナが国際法における均衡の原則を考慮して、そのような結果になったのか、何らかの制約要因により、橋のすべてを破壊できなかったのかは不明であるが、本件を国際法上の正当性の主張に使用する可能性はある。



写真3 攻撃を受けたクリミア大橋の状況
(出典：読売新聞オンライン(2023年7月10日))

(iv) 病院攻撃に関する事項

NHKによれば、2024年7月8日、ウクライナの首都キーウや東部のドニプロペトロウシク州などに、ロシア軍によるおよそ40発のミサイル攻撃があり、ゼレンスキー大統領は、SNSで小児病院が攻撃されたことを明らかにした²⁴。

国際人道法では、軍事作戦がどのように遂行されるべきかについて制限を設けている。これは『敵対行為の遂行に関する規則 (the rules on the conduct of hostilities)』と呼ばれるもので、区別、均衡性、予防という基本原則を定めている。

この区別の原則に則り、攻撃側は常に戦闘員と民間人、軍事目標と民用物(住宅や民間インフラ、環境)を区別しなければならない。攻撃対象になりうる者は戦闘員や武器を持って戦っている者だけであり、民間人への攻撃は禁止され、保護される立場にある。軍事目標以外を標的にすることはできないということだ。特定の軍事目標に向けられない攻撃、いわゆる「無差別攻撃」も禁止している。ただし、民間人が直接的に敵対行為に参加している場合は、その間攻撃から保護される地位を失うとされている。

²³ ヒューマン・ライツ・ウォッチ「ロシア、ウクライナと国際法：占領、武力紛争、および人権について」2022年2月24日<<https://www.hrw.org/ja/news/2022/02/24/381247>>

²⁴ NHK「ロシア軍のミサイル攻撃で37人死亡 小児病院で救助活動続く」2024年7月8日<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240709/k10014506041000.html>>

今回の小児病院施設への攻撃は、武力紛争法による合法的な軍事目標攻撃ではない。ロシアは、軍事施設を攻撃したものの、ウクライナが迎撃したミサイルの残骸が病院に落ちたものと主張している。これは、彼らの正当性の主張に過ぎないと考えられる。ウクライナ側が示した被害現場の映像でも、迎撃ミサイルの残骸によるというロシアの主張以上に、攻撃ミサイルがダイレクトに被害を及ぼした状況が確認できる。ロシアはそれ以前にも、マリウポリというウクライナ南部の要衝都市で病院や劇場を攻撃した事例²⁵があり、武力紛争法における「軍事目標主義」に抵触している可能性が極めて高い。

3 サイバー攻撃による重要インフラ攻撃に関する事項

ロイター通信によれば、2024年6月14日、国際刑事裁判所（ICC）の検察官が、ロシアによるウクライナの民間インフラ施設へのサイバー攻撃について、戦争犯罪に当たる可能性があるとして捜査している旨を報じた。十分な証拠が集まれば逮捕状を請求する可能性がある²⁶。

サイバー戦に適用できる国際法の解釈については、国際的に専門家が集まり、専門家会議を開いた上でその解釈を定めた「タリン・マニュアル」というものがある。海上における武力紛争時に適用される国際法について、専門家会議がまとめた「サンレモ・マニュアル」のサイバー戦版とも言えるマニュアルである。正式には「サイバー戦に適用できる国際法についてのタリン・マニュアル（Tallinn Manual on the International Law Applicable to Cyber Operations）」といい、NATO CCDCoE（The NATO Cooperative Cyber Defence Centre of Excellence：NATO サイバー防衛協力センター）が制作し、2013年に刊行した研究成果である。2017年には改訂版である2.0が出版され、現在3.0を作成中である。

タリン・マニュアルは、国際法をサイバー戦争に対し、いかに適用するかを研究した成果であるが、専門家の評価であり法的拘束力はない。この研究の目的は、サイバー戦における国際法の適用についての中立かつ非政治的な見解を専門家・研究者によって提供するとの位置づけである。現在、サイバー戦やサイバー空間についての国際的な同意は確立しておらず、その国際法も存在しない。タリン・マニュアルは、サイバー空間と国際法の概念、例えば主権や司法、人道との整合や、平和と安全保障の概念とサイバー空間活動との関係などを明示しているので、各国が判断基準の根拠にはできるといった位置づけの文書である。

その目次体系は、以下のとおりである。

第1部「一般国際法とサイバー空間」

第2部「国際法の特別の体制とサイバー空間」

第3部「国際の平和及び安全とサイバー活動」

²⁵ イスラエルによるガザ地区攻撃では、ハマス側が病院の地下に軍事司令部等を構築し、盾としている事例があるが、このような場合は軍事目標主義に抵触しないと考えられる。

²⁶ ロイター「ICC、ウクライナへのサイバー攻撃を戦争犯罪の疑いで捜査」2024年6月14日
<<https://jp.reuters.com/world/ukraine/JKFRQQZ4PJPVDED7TPM7T2M7OE-2024-06-14/>>

第4部「サイバー武力紛争法」、から構成される。

そして、その主要内容には、①一定以上の規模と効果を有するサイバー攻撃は「武力攻撃」に該当すること。②国際法違反のサイバー攻撃に対して被害国は対抗措置をとりうること。③個人のサイバー攻撃についても国家が相当の注意を欠いたために損害が生じた場合には国家は責任を負うこと、などが含まれている。つまり、タリン・マニュアルはサイバー攻撃が各分野の国際法との関連でどう位置づけられるかを包括的に検討した成果であり、サイバー空間における「法の支配」に大きな貢献をなす文書と評価できるであろう。

このタリン・マニュアルや国際場裏での討議を通じ、我が国外務省は、日本政府の基本的な立場を次のとおり明示した²⁷。

① サイバー空間における武力攻撃の原則禁止

「サイバー行動であっても、一定の場合には、国連憲章2条4項が禁ずる武力による威嚇又は武力の行使に当たり得る。同条に基づき、すべての国家は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならない。」

② サイバー空間における自衛権

「サイバー行動が、国連憲章51条にいう武力攻撃に当たる場合には、国家は、同条において認められている個別的又は集団的自衛の固有の権利を行使することができると考えられる。」

③ サイバー空間における行動と国際人道法

「武力紛争下においては、紛争当事者の戦闘方法や手段等は規制されるが、紛争当事者によって実施されるサイバー行動も、国際人道法の規制を受ける。人道性原則、必要性原則、比例性原則、区別原則を含む国際人道法上の諸原則はサイバー空間における行為にも適用される。」

すなわち、サイバー攻撃は、ジュネーブ条約等の国際法では、特に取り上げられてはいないが、サイバー攻撃にも、戦争・紛争の方法と手段に関する基本原則や規則が同様に適用される。サイバー攻撃は軍事的目標のみを対象とし、無差別的でも不均衡的でもあってはなら

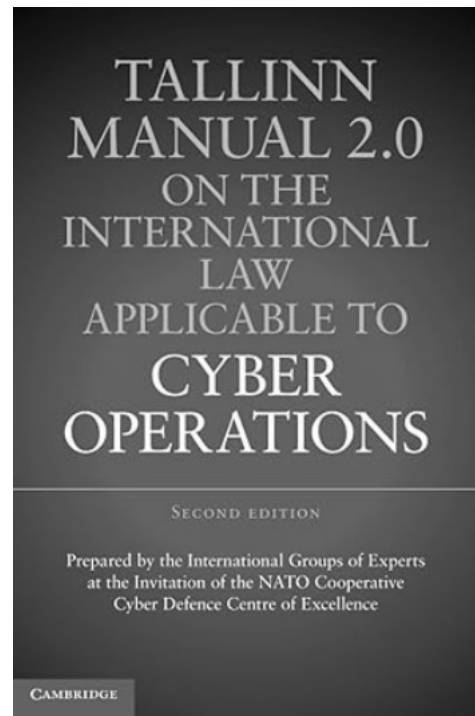


写真4 タリン・マニュアル 2.0
(出典：AMAZON)

²⁷ 外務省「サイバー行動に適用される国際法に関する日本政府の基本的な立場」2021年5月28日
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200951.pdf>>

ない。例えば、民間人に長期的な損害を与える電力網への攻撃は、空爆であれサイバー攻撃であれ、不均衡で違法なものとなる恐れが高い。民間人への背信行為、集団処罰、報復措置の禁止は、サイバー戦争でも引き続き適用されるということだ。

そのような観点からすると、ロシアによる電力インフラへの無差別攻撃は戦争犯罪に問われる可能性のある事案と言えるだろう。

4 核兵器の使用の是非に関する事項

(1) ロシアの「核兵器使用規定」とその適用

ロシア・ウクライナ戦争勃発後、ロシアが不利な状況になると、プーチン大統領は再三にわたり核兵器の使用をちらつかせ、ウクライナ及びそれを支援する西側諸国に脅しをかけている。その背景には、ロシアの「極度に核に依存する安全保障戦略」が関係している。ロシアは、戦争・紛争の段階を、「戦時・平時があいまいな状態」「武力紛争」「局地戦争」「地域戦争」「大規模戦争」に区分している。このような、戦争・紛争の段階において、まずは、平時から備えている通常戦力で対応する。それでも不足な状況に陥れば国民に動員をかけ、動員戦力も含めた戦力で対応する。動員された通常戦力でも不足する場合、一定条件を満たせば戦術核戦力を使用する。それらを包括する戦略核抑止で核大国（米国）の脅威を抑止する、といった安全保障戦略を有している。特に、戦術核の使用については、我々西側諸国が考える施策とは全く異なる考え方をもっているということだ。

そのロシアが、核兵器の使用規定ともいべき「核抑止の分野におけるロシア連邦国家政策の基礎」を2020年6月に制定した。それによれば、ロシアが核を使用する条件を、次の4つと定めた²⁸。

- ① ロシア及び同盟国を攻撃する弾道ミサイルの発射に関して信頼の置ける情報を得たとき
- ② ロシア及び同盟国に対して敵が核兵器又はその他の大量破壊兵器を使用したとき
- ③ 機能不全に陥ると核戦力の報復活動に障害をもたらす死活的に重要なロシア政府施設又は軍事施設に対して敵が干渉を行ったとき
- ④ 通常兵器を用いたロシアへの侵略によって国家存亡の危機に立たされたとき

このうち、②項は報復攻撃による核使用であるが、①、③、④項については、必ずしも相手側が先に核攻撃をしなくても、ロシアが先制的に攻撃することが可能であると読み取ることができる。

このような指針を前提に、ロシア・ウクライナ戦争開始後、プーチン大統領は再三にわたって、核使用の可能性について言及しているのである。

2024年5月28日の読売新聞の報道によれば、プーチン大統領は、欧米部隊がウクライ

²⁸ ロシア大統領府「核抑止の分野におけるロシア連邦の国家政策の基本について」2020年6月
<<http://www.kremlin.ru/acts/bank/45562>>

ナに派遣されるか否かに関係なく、目的達成のため侵攻作戦を続ける考えを示した。欧米がウクライナへの軍事支援を強めるほど交戦は長期化し、核兵器の使用を含む世界的紛争になりかねないと警告、米国主導の NATO 側を改めてけん制したということだ。開戦後再三の核使用の言及により、一定の情報戦効果（脅し効果）が認められ、西側諸国のウクライナ支援が、小出しで、遅延するような状況も認められている。

プーチン大統領はさらに、2024 年 9 月、核使用の 4 条件に、以下の 2 つの条件が追加される可能性について言及した²⁹。

① 「ロシアに対する攻撃が核兵器を保有していない国によるものであっても、核保有国の支援を受けていれば合同攻撃だと見なす」、これは、ロシア・ウクライナ戦争を受け、ウクライナ（核非保有国）を米国・NATO の一部（核保有国）が軍事支援を行っていた場合を想定しているものとみられる。

② 「ミサイルや航空機などが大量に発射されたり出撃したりし、それらがロシアの国境を越えるという信頼できる情報を得た場合に核兵器の使用を検討する」、これは、ミサイル・航空攻撃に加え、UAV の大量攻撃も念頭に置いていると考えられる。

これらの条件は、その後、修正されることなく 2024 年 11 月 19 日に大統領令として正式に署名され、ロシアの核使用のしきい値は、さらに低くなった。今後、西側諸国はどこがロシアのレッドラインなのか判断することが難しくなるだろう。

このように、ロシアが我々西側諸国とは全く別の施策で考えている核使用そのものは、国際法的には次のような解釈が国際司法裁判所（ICJ）により示されている。

すなわち、ICJ が「核兵器の使用あるいは使用すると威嚇は、国際人道法の原則及び規則に、一般に違反するであろう」と結論づけた 1996 年の「核兵器の合法性に関する勧告的意見」である。これはあくまで ICJ の勧告的意見であり、法的拘束力はない。

しかし、このような国際法上の原則に違反する可能性のある核兵器の使用を、簡単に持ち出し威嚇を行うロシアに対しては、今後、我々西側諸国は、国際法を念頭に置きつつ対応していかなければならない。基本的には戦略核の抑止戦略に立脚するものの、核による報復（当然国際法上の問題は生じる）ではなく、通常兵器を中心とした他のあらゆる手段（国際法上の問題を生じさせない措置）による対処といったことを考えなくてはならないだろう。

（2）核攻撃の範疇外と位置づけるロシアの核使用

一方で、ロシアが「核の使用に関し、必ずしも核攻撃とは位置づけていない事項」もある。それは、宇宙空間手前の高高度（成層圏）で核爆発をさせ、地上の電子機器を使用不能とさせる「電磁パルス攻撃」という攻撃法である。冷戦時に米ソがシミュレーションを行った結果、上空 30km の成層圏で 10 キロトンの核弾頭を爆発させると、地上の半径 600km の圏

²⁹ NHK「プーチン大統領、核兵器使用条件変更を提案、使用する可能性示唆」2024 年 9 月 26 日
<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240926/k10014592291000.html>>

内で発生する電磁波（特に γ 線）の影響で電子機器が使用不能になる可能性があることが明らかになっている。そのような攻撃法は、地上においては核爆発による衝撃波も放射能の影響もなく直接の人的な被害もないので必ずしも核攻撃ではないとロシアは考えているということだ。

同様の電磁パルス効果により、衛星を無力化する目的で宇宙空間において核を使用する可能性があることを示す報道も最近確認された。2024年2月のブルームバーグの報道によれば、「米国はロシアが年内（2024年）にも宇宙に核兵器または模擬弾頭を配備する可能性がある」と同盟国に伝えた。匿名を条件に語った関係者によると、ロシアは宇

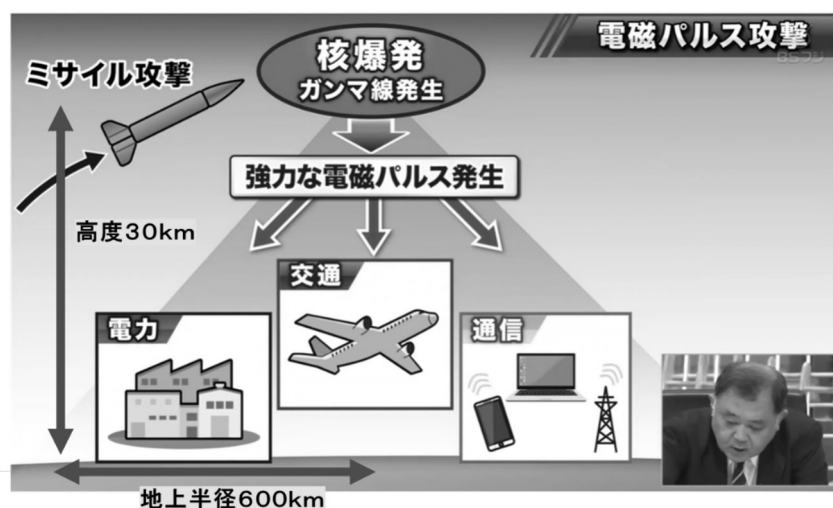


図2 電磁パルス (EMP) 攻撃の概要

(出典：筆者出演 BS フジ「プライムニュース」から作成)

宙空間の拠点から核兵器を使って人工衛星を破壊する能力の開発を進めている。地球周回軌道への核弾頭配備は1967年に発効した宇宙条約への違反で、ロシアは同条約に署名している」とのことだ。さらに、同じ情報源によれば、「ロシアは軌道上のいかなる核兵器も爆発させる計画はないというのが現時点での分析だ」と関係者は述べている。しかし、事故のリスクはあり、核爆発が起きれば衛星の約3分の1に影響を与え、地上の通信システムに大混乱をもたらす恐れがあるという。爆発の影響は核弾頭の大きさに左右され、必ずしも衛星の破壊を意味するわけではないが、エラー修正が必要な混乱をもたらす危険があるとのことである。

この報道に関連して、バイデン大統領は、「ロシアが対人工衛星の宇宙兵器を開発しているが、人類の生命に直接的な脅威にはならない」との見解を示した。これら2つの報道から、「ロシアの企図する宇宙空間の拠点から核兵器を使って人工衛星を破壊する能力」とは、「人類の生命に直接的に影響のないもの」と見積もっており、電磁パルス攻撃の可能性が疑われるということである。

これらの宇宙空間におけるロシアの動きは、宇宙条約違反の可能性もあり、核使用の可能性も含め、引き続き注視していく必要があるだろう。

5 ロシア・ウクライナ戦争にみる国際法の限界

(1) 国際法により裁かれる戦争犯罪の例³⁰

戦争犯罪はどのように裁かれるのか。第2次世界大戦後、いくつかの戦争・紛争行為に対して、アドホック的に国際法廷が度々開かれてきた。その代表例は、1993年の旧ユーゴスラヴィアにおける国際戦犯法廷などがこれに当たる。1994年にルワンダで起きたいわゆるジェノサイドについても、責任者を追及するルワンダ国際戦犯法廷が開かれた。このジェノサイドでは、フツ人の過激派が100日間で80万人を殺害したとされている。

これらのアドホックな国際法廷では不十分だとの国際認識のもとに、常設的な国際法違反行為を裁く枠組みとして、国際刑事裁判所（ICC）が1998年に設立された。また、これとは別に、国家間の紛争を取り扱う法廷として、既に1945年には、国際司法裁判所（ICJ）が設立されている。

国際司法裁判所（ICJ）は、国家間の紛争を取り扱うが、個人を提訴することはできない。今回のウクライナ戦争について、ウクライナ政府はロシア政府をICJに提訴する方針で動いている。今後、ICJがロシアの法的責任を認めた場合、その判決内容の執行は国連安全保障理事会が担うことになる。ただし、ロシアは国連安保理常任理事国であるため、自国へのあらゆる制裁案に拒否権を発動できてしまい、ロシアを裁くことは基本的には難しい。

国際刑事裁判所（ICC）は、ICJが管轄する国家同士の紛争とは別に、戦争犯罪を行った個人を個別の案件ごとに捜査・起訴するための法廷である。これは、第2次世界大戦後の1945年に、ナチス・ドイツの戦争指導者個人を裁いたニュルンベルク国際軍事裁判を、現代の国際情勢に適用し、常設化した法廷と言われている。

ICC 検察局のカリム・カーン検察官（英国）は、ウクライナにおいて、戦争犯罪が行われていると「信じるに十分な根拠」があると述べており、39か国がカーン氏の捜査に合意している。捜査を通じて個人の犯罪行為の証拠が得られた場合には、検察官はICC判事に、容疑者召喚のための逮捕状を要請するという手続きをとることになる。ところがICCが戦争犯罪を行った個人を裁くにしても限界がある。先述のとおり、ICCは、独自の捜査機関を保持していないため、容疑者の逮捕は締約国の捜査機関に委任³¹されているためである。

(2) 国際法の限界と大国としての地位を失うロシア³²

このように、国際法により、プーチン大統領自身やロシアという国家が起こした戦争行為自体を裁くことは、非常にハードルが高い。それが国際法の限界とも言えるところであろう。国際法というものは、一義的には国家や国家指導者等が国際社会で遵守すべきことを定め

³⁰ この項、BBC「戦争犯罪とは？プーチン大統領を裁くことは可能なのか」2022年4月9日
<<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-60746620>>を参考としている。

³¹ ガザ紛争では、イスラエルのネタニヤフ首相等に逮捕状が出されているが、米国は強く反対している。ICCの政治性（パレスチナ支援者が検察官等）についても注意する必要がある。

³² この項、北野幸伯「プーチンはすでに、戦略的には負けている」（ワニブックス）2024年4月を参考にしている。

た規範であり、それに反するのであれば、国際刑事裁判所や国際司法裁判所でその是非を問われるという枠組みである。ただし、多くの国家は、国際法というものは、自国の国益を追求する上で、そのまま活用できるものはその条文通りに活用し、国益に相反する場合は、国益を利するように解釈する、あるいは、批准そのものをしない、などの施策を採る傾向にある。その最たる事例がロシアによる国際法の独自の解釈であったと言えるだろう。このような側面からは国際法は無力であるということになってしまう。

他方で、ロシアは今回のウクライナ戦争を通じて、長期の国家戦略的には、国益を損なっている。また、多くのロシア国民の生命も失っている。国際法に反するということで、西側諸国を中心とした民主主義諸国からは、一体となった経済制裁をかけられ、ロシアという国家がこれまでどおり、国際社会において大国として振舞うことは難しい状況に追い込まれている。

具体的には次の点が挙げられる。

第1は、プーチン大統領が、どのような正当性を主張しようとも、グローバル化した国際社会の中で、これまでどおりに、国連安保理の主要な常任理事国として、大国として振舞うことはできないということだ。ウクライナ侵攻を受けて実施されたロシアの非難決議では、141か国が賛成に回った。一方、ロシアを支持した国は、ベラルーシ、北朝鮮、シリア、エリトリアの4か国のみであった。その他、中国、インド、南アフリカ、イラン、イラクなど、ロシアとの歴史的な関係や経済的な関係などからロシアを非難できなかった国は棄権または欠席に回り、その数は35か国であった。これらの国は、あくまで各々の国家の事情や国益を考えた上で棄権や欠席に回っただけで、ロシアの侵略に対して賛同した訳ではない。今回の事案を境に、ロシアは、大国としての影響力を大きく棄損したと言えるだろう。

第2は、プーチン大統領が最も恐れていた「NATOの拡大」を引き起こしてしまったことである。プーチン大統領は、ウクライナ侵攻の理由の1つに、「ウクライナがNATOに加盟し、ロシアにとって敵対的な軍事同盟がロシア国境まで拡大することを止めるためにウクライナに侵攻した」としていた。ところが、その意図とは逆に、中立的な立場だったフィンランド、スウェーデンがNATOに加盟するに至り、結果として、NATOは逆に拡大し、国境を接するフィンランドが加盟したことにより、NATOとのバッファゾーン（緩衝地域）は消失してしまった。

第3は、ロシアは、旧ソ連諸国を主導する盟主の座を失ってしまったことである。ウクライナ戦争の結果、ウクライナ、モルドバ、ジョージアは、EUに加盟申請し、「ロシアと縁を切る」ことを宣言した。アルメニアは、ロシアを中心とする軍事同盟である集団安全保障条約機構（CSTO）から脱退する意向を示した³³。中央アジア諸国は2023年5月には、中国と「中国中央アジア運命共同体」を作ることと合意した。中央アジアの諸国も、中国の存在

³³ アルメニアの脱退は、アゼルバイジャンとの紛争でのロシアの対応に不満があったことにも起因するが、ウクライナ戦争による影響がロシア離れを助長させたとも言えるだろう。

を意識しつつ、ロシアとは距離をおくようになったと言えるだろう。ロシアは、ウクライナだけでなく、旧ソ連諸国（CIS 諸国）を親ロシア国として国境の外側にバッファゾーンとして確保することで、国の安全保障を担保してきた。それを失いつつあるということだ。

このような見地からは、ロシアが国際法違反の行動を起こしたことにより、国際法が法規どおりに侵略行為を罰することは難しいが、ロシアが国益を損なうに至るための国際社会の判断基準になったということで、国際法そのものの存在意義はあったものと評価できるだろう。

一方で、ロシアや中国のような情報戦に長けた国家は、国際法を彼らの都合のいいように解釈をし、その解釈をグローバルサウスと呼ばれる新興国を中心とした国際社会に広めて国際的な規範として確立させるような動きも採っている。そのような動きに対しては、これまで民主主義国家が培ってきた民主主義を背景とした国際法の規範がより正しいということを戦略的な情報発信として行っていくことが、今後は重要となってくるだろう。

おわりに

2022年2月に生じたロシア・ウクライナ戦争について、実質的な戦闘がどのように行われているかの分析は多数発表されているが、法的に検証した論考はまだ少ない。そこで、「武力行使に訴える権利に関する法（*jus ad bellum*：ユス・アド・ベルム）」の見地からロシアが主張する戦争開始の正当性について、まず検証した。ロシアは、侵攻直前に国家承認した、ウクライナ国内の2つの人民共和国（ドネツク・ルガンスク）からの支援要請に基づき国連憲章第51条（集団的自衛権）を発動したとした。しかし、この2つの人民共和国は、支援を要請できる主権国家（独立国家）とは認められない。それは、ロシアがウクライナからの分離独立運動を手引きしていたという理由から、国際法違反な独立事案と考えられるからである。その国際法違反で独立宣言した2つの人民共和国からの支援要請により集団的自衛権を理由に軍事力行使したウクライナ侵攻の法的根拠については、大きな疑問があると言わざるを得ない。

また、「武力紛争開始後に（侵略国、非侵略国を問わず）適用になる法（*jus in bello*：ユス・イン・ベロ）」に基づき、ロシア・ウクライナ両国が武力紛争法に抵触する可能性がある顕著な事例についても考察した。各々の事項について、国際法上抵触する部分については、明らかにできたが、プーチン大統領の逮捕状発出事案が示すように、戦争責任や戦争犯罪が実際に裁かれるか否かについては非常にハードルが高いということも明らかになった。ここが国際法の限界とも言える事項であろう。ただし、ロシアが国際社会において、これまでどおりの大国としての影響力を失うに至る判断基準に、国際法の規範が用いられたということで一定の存在意義はあったものと認められる。

そのほかにも、核兵器使用の是非に関する事項、宇宙条約に抵触する可能性がある事項、サイバー空間での国際法の適用なども考察してきたが、最近のロシアの行動については、国際法軽視の行動が著しい。それらは国際社会の不安定化にもつながる可能性もあり、今後、

特に注視していく必要があるだろう。

[著者プロフィール]



佐々木 孝博（ささき たかひろ）

1986年 防衛大学校（電気工学）卒業、同年海上自衛隊入隊、米海軍第3艦隊司令部連絡官、ゆうべつ艦長、駐ロシア防衛駐在官、第8護衛隊司令、統合幕僚監部サイバー企画調整官、指揮通信開発隊司令、下関基地隊司令などを経て、2018年退官。博士（学術）
現在、広島大学・東海大学客員教授、明治大学客員研究員、平成国際大学非常勤講師、日本安全保障戦略研究所研究員、日米台関係研究所上席研究員